別紙1

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
豊前市	横武地区 （山　内、住　城、才　尾、挟　間、薬師寺、河原田、永　久、上大西、中大西、下大西、青　畑）	2021年3月24日	2023年3月31日

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	231.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	201.6ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	132.8ha
ⅰ　うち後継者がおらず5年後に耕作できなくなる農地面積の合計	5.1ha
ⅱ　うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.8ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	172.6ha
（備考）	

2　対象地区の課題

・地区内の現状として、65歳以上の農業者の耕作面積は132.8haあり、うち後継者がいない耕作面積は5.1haとなっている。今後、地域の中心経営体が引き受ける意向の耕作面積は172.6haとなっているため、規模拡大を検討する中心経営体及び後継者へ農地を確保し、集約していくことが課題である。

・高齢により所有者に返還された農地が不耕作地となり、荒廃している。

・地区内の遊休農地や後継者がいない農家の農地を集落営農法人や認定農業者が借り受ける流れができているが、担い手のなかでも労働力不足が問題となっている。

・若手の農業者が少なく、将来的に担い手の高齢化により後継者不足が見込まれる。

・集落営農法人を含む耕作者の7割以上が60歳以上で高齢化が進んでおり、後継者が不足している。

・今後集落営農法人では、役員やオペレーターが不足してくる。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体に農地を集積するとともに、新規就農者等の新たな農業者の参入を促進する。若い就農者が儲かる農業につなげられるよう先輩農家がサポートすることで、後継者の確保を促進する。

（参考） 中心経営体

属性	農業者 （氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稲、麦、野菜	20.0 ha	水稲、麦、野菜	24.0 ha	住城
集		水稲、麦	15.0 ha	水稲、麦	18.0 ha	永久
集		水稲・麦	15.0 ha	水稲・麦	18.0 ha	河原田
到達		水稲、野菜	4.1 ha	水稲、野菜	4.9 ha	山内
認農		水稲、麦、野菜	14.2 ha	水稲、麦、野菜	17.0 ha	青畑
認農法		野菜	7.2 ha	野菜	8.6 ha	挟間
認農		水稲、麦・大豆	10.0 ha	水稲、麦・大豆	12.0 ha	上大西
到達		水稲、麦、野菜	4.6 ha	水稲、麦、野菜	5.5 ha	中大西
認農		水稲、麦、野菜	3.7 ha	水稲、麦、野菜	4.4 ha	薬師寺
認農		水稲、麦、大豆、野菜	3.0 ha	水稲、麦、大豆、野菜	3.6 ha	上大西
認農		水稲、麦、野菜、茶	5.0 ha	水稲、麦、野菜、茶	6.0 ha	下大西
認農		水稲、野菜	6.5 ha	水稲、野菜	7.8 ha	才尾
認農		水稲、麦、大豆、野菜	10.0 ha	水稲、麦、大豆、野菜	12.0 ha	上大西
到達		水稲	1.3 ha	水稲	1.6 ha	下大西
到達		水稲、野菜	1.1 ha	水稲、野菜	1.3 ha	挟間
到達		野菜	2.8 ha	野菜	3.4 ha	河原田
認就		水稲、麦、大豆、野菜	2.0 ha	水稲、麦、大豆、野菜	2.4 ha	薬師寺
認農法		水稲、大豆、野菜	3.0 ha	水稲、大豆、野菜	3.6 ha	下大西
到達		野菜	0.5 ha	野菜	0.6 ha	河原田
認農		水稲・麦・野菜	9.7 ha	水稲・麦・野菜	11.6 ha	河原田
認農法		野菜	0.3 ha	野菜	0.4 ha	上大西
認就		野菜、果樹	0.7 ha	野菜、果樹	0.8 ha	上大西
認農法		野菜	1.4 ha	野菜	1.7 ha	上大西
到達		野菜	0.5 ha	野菜	0.6 ha	青畑
認就		野菜	0.5 ha	野菜	0.6 ha	下大西
認農		水稲、麦、大豆、野菜	2.0 ha	水稲、麦、大豆、野菜	2.2 ha	青畑
計	26人		144.1 ha		172.6 ha	

「属性」: 個人の認定農業者「認農」、法人の認定農業者「認農法」、認定新規就農者「認就」、集落営農は「集」、基本構想水準到達者 「到達」

４　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

新規就農者に対し地区内の認定農業者や集落営農法人を中心に育成支援を行うなど、受け入れ体制を強化する。
人・農地プラン検討会や遊休農地対策検討会等で地域の農業者、JA、関係機関等において情報交換を行い、担い手間の協同作業体制を推進し、労働力不足の解消に取り組むとともに、担い手への集積を進める。
地域の農地所有者で他職種から定年退職となる人材を集落営農法人の後継者として指導・育成する。
地域の集落営農法人、認定農業者、関係機関で連携し、認定新規就農者等の若手農業者を育成する。